
令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業)

設備更新補助事業（設備更新事業） 公募説明会資料

令和3年6月
一般社団法人 温室効果ガス審査協会



- 1. 補助事業の概要**
- 2. 応募者の要件**
- 3. 参加単位と参加形態**
- 4. 補助事業の要件**
- 5. 補助事業の選定**
- 6. 補助事業のスケジュール**
- 7. 応募の方法**
- 8. 留意事項**

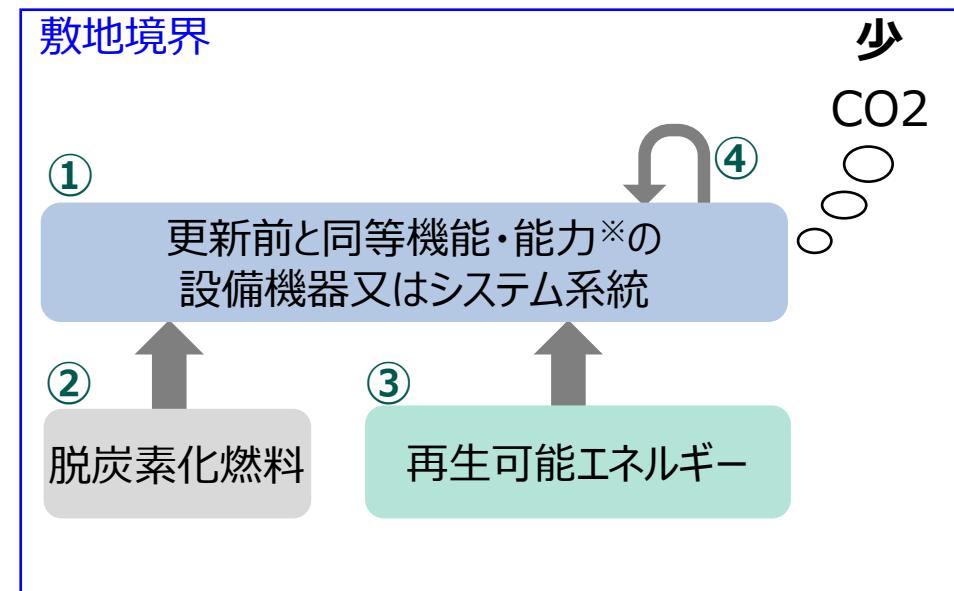
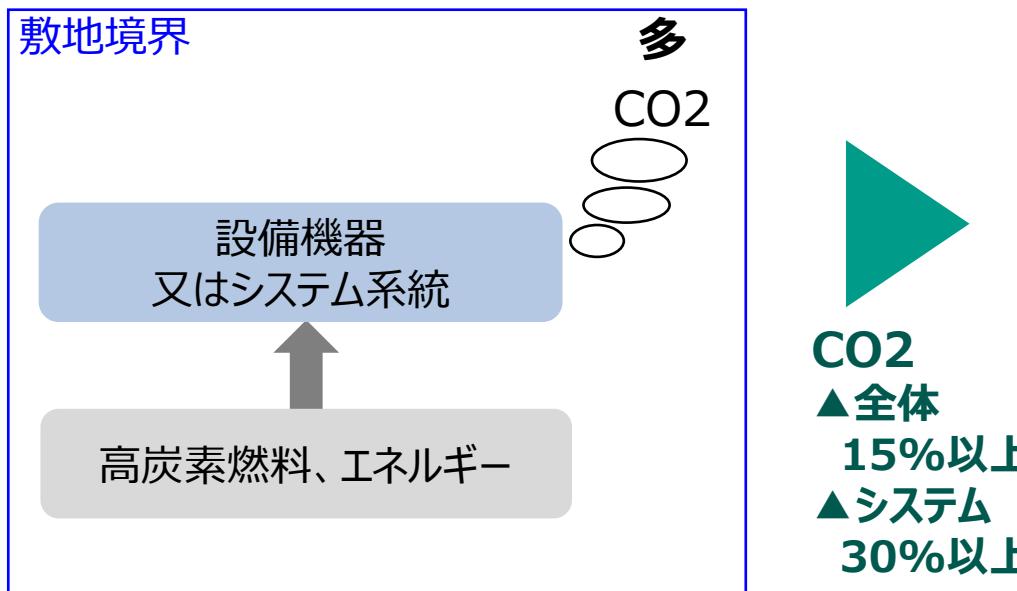
補助事業の概要

補助事業の目的（公募要領P.6）

- 我が国は、「地球温暖化対策計画」（平成28年5月閣議決定）において、**2030年度までにエネルギー起源CO₂を2013年度比で26%削減**するため、産業部門では6.5%削減、業務部門では4割の削減を必要としています。
- 環境省は、**工場・事業場における脱炭素化取組の先導的な事例を創出し**、その知見を広く公表して**横展開を図り**、我が國の中長期の温室効果ガス削減目標の達成に貢献することを目的として、「**工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業**」（以下「SHIFT事業」という）を実施します。
- SHIFT事業は、**脱炭素化促進計画の策定支援**を行う「**脱炭素化促進計画策定支援事業**」と、**脱炭素化促進計画**に基づく**設備更新を補助**する「**設備更新補助事業**」で構成されています。
- この内、ここで説明する**設備更新補助事業**は、
 - ①環境省の示す**設備補助条件**を満たす「**脱炭素化促進計画**」を策定し
 - ②CO₂削減量、費用対効果や事業者の環境配慮活動への実施状況等を踏まえた採択を経て
 - ③~~設備更新~~以外にも工場・事業場全体での削減努力として**運用改善**の取組も行いつつ
 - ④**本事業参加者全体で排出枠の調整**を行うことで、**制度全体として確実な排出削減を担保**し、もって工場・事業場におけるCO₂排出量を**効率的に大幅削減**することを目的としています。
- なお、**設備補助事業**から得られた情報は、環境省が**CO₂削減対策の把握や普及広報など**にも**活用**していく予定です。また、**脱炭素化促進計画**の一部は、原則として環境省が公表予定です。

補助対象とする設備更新事業（公募要領P. 7）

- 公的書類で定められる敷地内において、原則同等の機能・能力を有する高効率機器の導入や燃料転換により、一定水準以上のCO₂排出量を削減する設備更新事業を補助対象とします。



対策の種類：

- ① 高効率設備・システムへの更新
- ② 燃料転換
- ③ 再生可能エネルギー導入
- ④ 廃エネルギー利用及びそれらの組み合わせ

※ 既存の設備機器の更新や、システム系統の更新や変更によって機能を置き換える場合、原則同種の機能と同程度の能力(出力)への更新であり、かつ既存の設備機器やシステム系統は廃棄、または使用不能状態とすることが必要です。ただし、既存の能力を維持するために、既存設備機器の継続使用が不可欠であると認められるシステム系統の更新・追加である場合は、その限りではありません。

システム系統および主要なシステム系統（公募要領P. 7）

- システム系統とは、特定の機能を達成するためのエネルギー・情報や設備機器が繋がったものを意味します。
- システム系統の基本形は、〔機器本体 + 付属設備〕です。
 - ・ 機器本体はエネルギー使用設備機器本体となります。
 - ・ 付属設備とは、機器本体の機能を果たすために必要な燃料・電力供給設備、補機、配管、電源・制御配線等です。ただし、付属設備が無い機器本体のみの場合もあります。
- システム系統は、複数のシステム系統を統合して1つのシステム系統とすることができます。
- 設備更新事業Aの「主要なシステム系統」の事業要件で応募する場合、及び設備更新事業Bで応募する場合には、唯一の補助対象領域として「主要なシステム系統」を定める必要があります。
- 「主要なシステム系統」には、全ての補助対象設備を含むシステム系統と、少なくとも1つの自主的対策を含ませる必要があります。
- 「主要なシステム系統」を定めるためのシステム系統の統合に、特に制約条件はありませんが、その範囲は明確に定義されている必要があります。

(統合された) 主要なシステム系統

補助対象設備 1
を含むシステム系統

補助対象設備 2
を含むシステム系統

…

自主的対策を含む
システム系統

…

補助対象となる設備機器 (公募要領P.7,8)

■ エネルギー使用設備機器

CO₂排出削減に寄与する高効率あるいは低炭素燃料の、産業・業務用設備機器や生産設備

■ エネルギー供給設備機器

➢ 低炭素燃料供給設備 (LNG,LPG,都市ガス等)

燃料転換を伴う補助対象「エネルギー使用設備機器」の付属設備の場合補助対象にできます。

※燃料を補助対象外設備機器にも供給する場合は、その供給割合分は補助対象外となります。

➢ 再生可能エネルギー発電設備

以下の3つの条件を全て満足する場合補助対象にできます。

1) 発電した電力は、全て自家消費であること。

2) 「エネルギー使用設備機器」を、少なくとも一つ補助対象として導入すること。

3) 発電能力は、そのCO₂削減量が上記2)の補助対象設備によるCO₂削減量以下であること。

➢ コジェネレーション発電設備

CO₂削減に寄与し、電力および熱エネルギーが全て自家消費である場合補助対象にできます。

➢ 太陽熱供給設備

発生した熱エネルギーは全て自家消費である場合補助対象にできます。

■ 補助対象とならない設備機器

家庭用設備・機器、運輸部門の設備・機器、照明、蓄電池、外部へ供給する再生可能エネルギー発電・熱供給設備、予備機・非常用等常時使用されていない設備機器、

設備自身でエネルギー消費&削減しない設備・機器※(インバータ単体、BEMS、FEMS等)

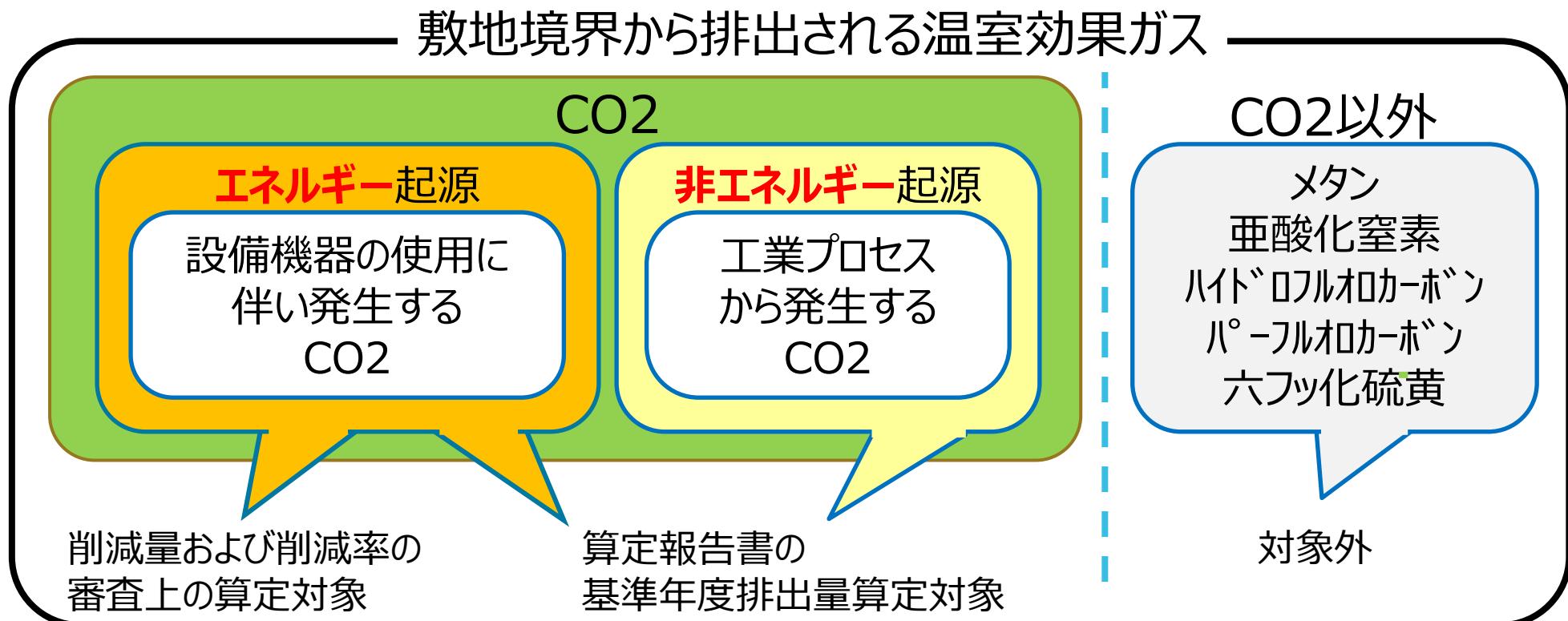
※ エネルギー使用機器の付属設備として導入する場合は、補助対象に認められる場合があります。

削減効果の高い機器として、環境省がL2-Tech機器リスト（※先導的な低炭素技術のリスト）をとりまとめています。
こちらもご参考ください。

L2-Tech関連情報のページ：https://www.env.go.jp/earth/l2_tech_japan/index.html

評価・算定対象とする温室効果ガス（公募要領P.9）

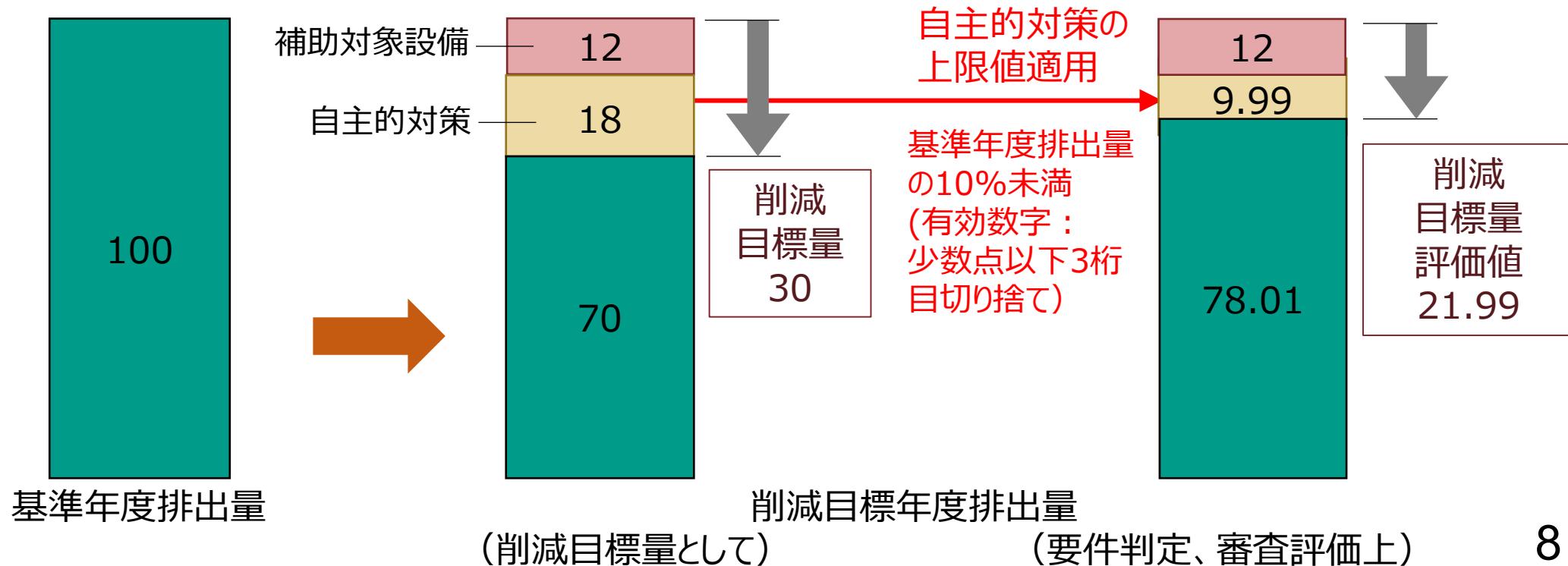
- 設備更新事業で算定対象とする温室効果ガスはCO2のみです。
- 設備更新事業の審査対象はエネルギー起源CO2です。
- 排出量算定・検証、取引においては、エネルギー起源CO2と非エネルギー起源CO2の両方が対象となります。



CO2排出削減量の考え方 (公募要領P.9)

- CO2削減目標量は、補助対象設備と自主的対策によるCO2削減量で評価します。
- 自主的対策によるCO2削減量は、申請上の制約はありませんが、審査における要件判定及び評価においては下記上限値を適用します。
 - ・補助対象設備によるCO2削減量未満
 - ・基準年度排出量の10%未満

※基準年度排出量は過去3年間（平成29年度、平成30年度、令和元年度）の平均値とします。
 ※この評価上の上限は、工場・事業場に対しても（主要な）システム系に對しても適用されます。



CO2排出削減率の考え方 (公募要領P.9)

■ 設備更新事業ではCO2排出削減率の対象範囲の考え方方が2つあります。

(1) 工場・事業場を対象とした場合

補助対象設備および自主的対策は、工場・事業場内の全てを対象とする。

(2) 主要なシステム系統を対象とした場合

補助対象設備および自主的対策を含む主要なシステム系統を対象とする。

※ 後述する補助事業の要件では、以下のように削減率が定められています。

設備更新事業A
右表いずれか満足

	工場・事業場単位	主要なシステム系統単位
削減率	15%以上	30%以上

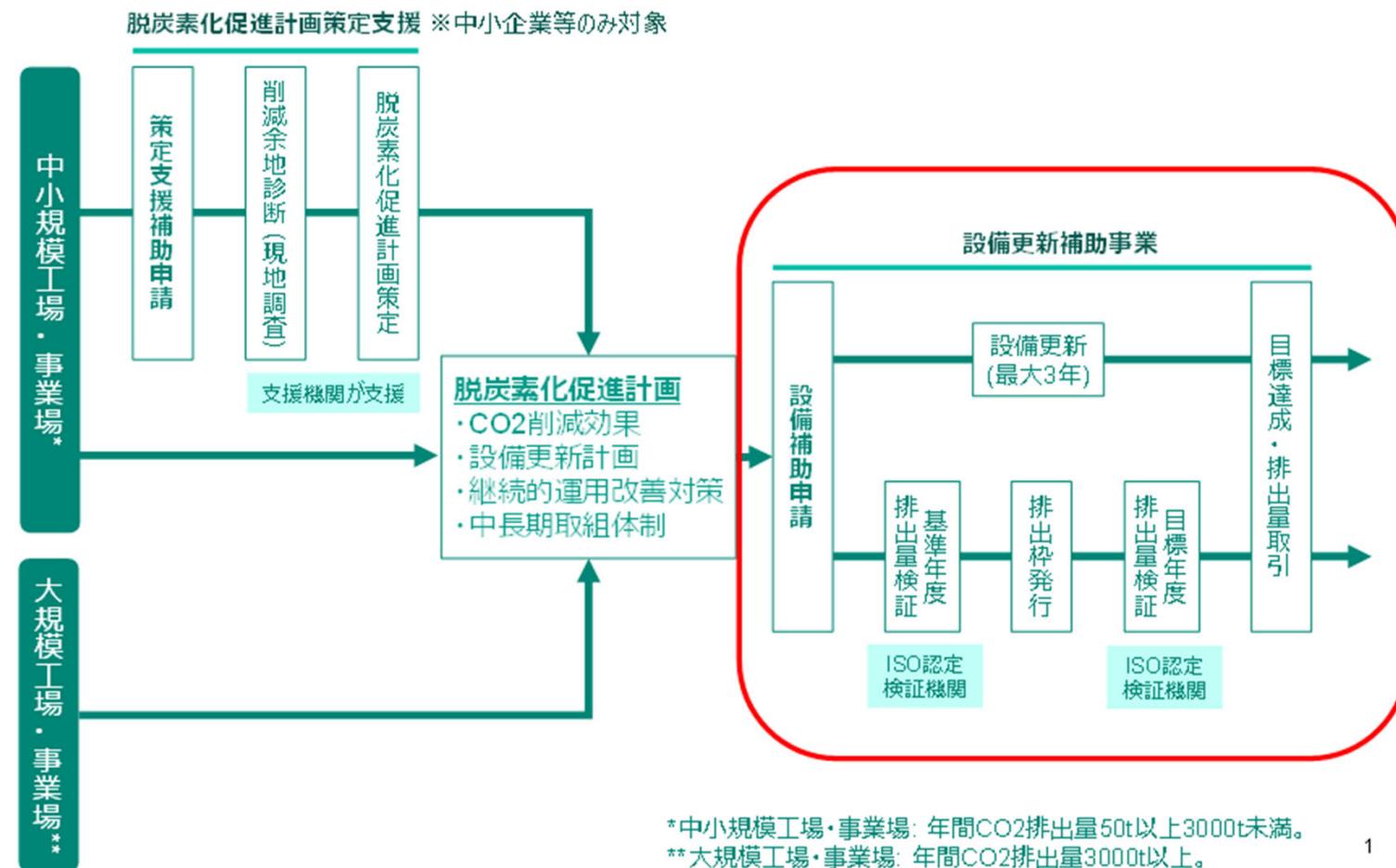
設備更新事業B
右表全て満足

	主要なシステム系統単位
削減率	—
削減量	—
施策	燃料転換(ガス化、電化等) が含まれること

1. 補助事業の概要

脱炭素化促進計画 (公募要領P.10)

- 設備更新事業に応募するには、事業要件を満足する脱炭素化促進計画を策定いただくことが前提条件となります。
- 中小企業等は策定支援事業を活用して脱炭素化促進計画を策定することができます。
- 脱炭素化促進計画は実施計画書の様式を用いて作成いただきます。



脱炭素化促進計画（実施計画書）（公募要領P.11）

■ 設備更新事業に応募するためには、以下の内容を含む脱炭素化促進計画（所定様式名＝実施計画書）を策定して提出する必要があります。

➤脱炭素化計画（計画のサマリー）

- ・対策スケジュールと効果の年度推移
- ・排出削減量の算出根拠
- ・投資回収計画
- ・実施体制
- ・設備構成の導入前後比較

➤対策個票（対策毎の詳細）

- ・現状の課題と対策内容
- ・対策の効果・効用
- ・導入コストと投資回収年数
- ・効果・効用の定量的根拠
- ・導入設備の法定耐用年数

※脱炭素化計画には、事業実施年度において、応募事業の要件を満足する補助対象設備導入による削減対策と、少なくとも一つの自主的対策が含まれていることが必要です。

※過年度の策定支援事業で作成した実施計画書の場合、一部データを更新する必要があります。（基準年度排出量、一部排出係数等）

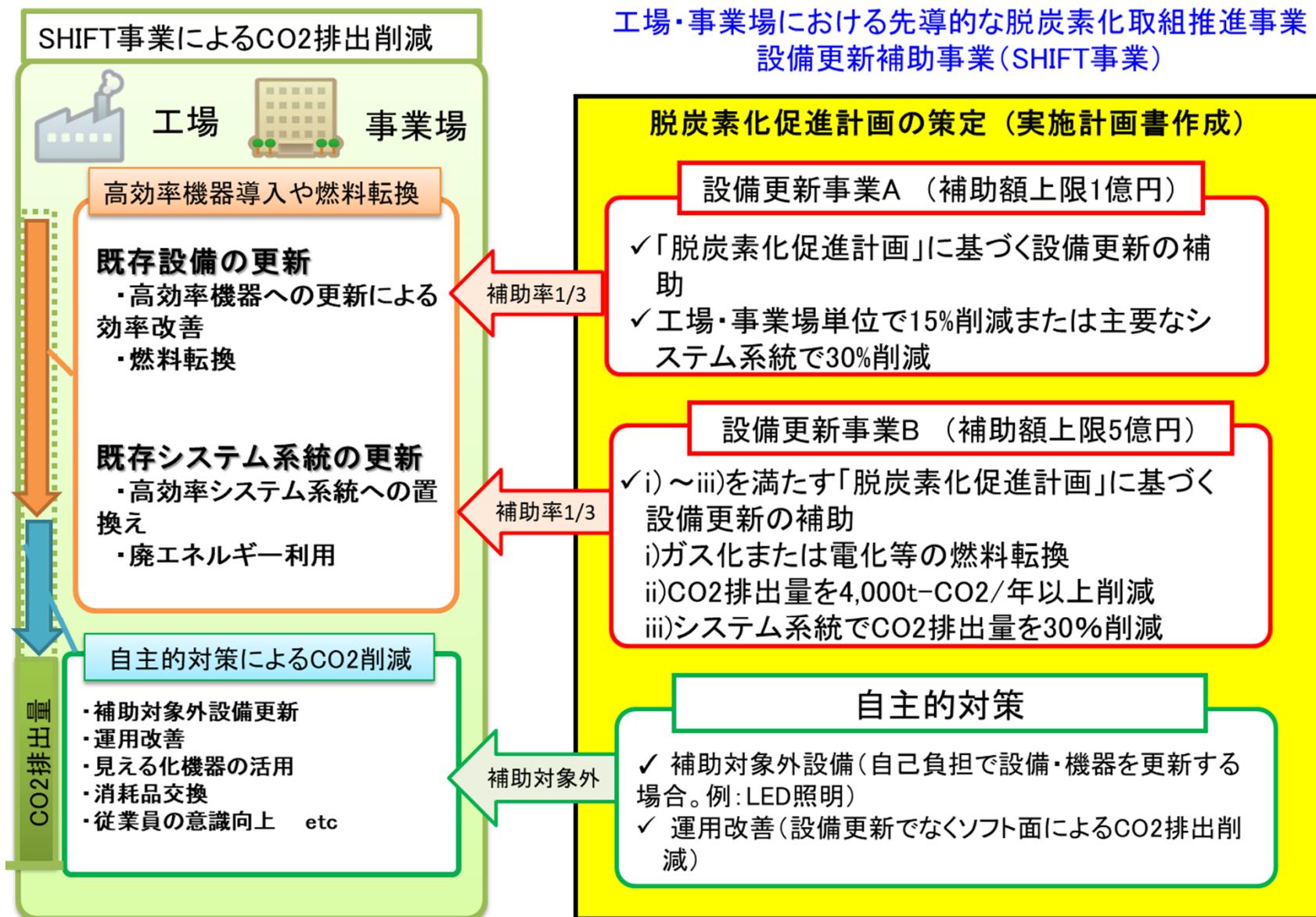
自主的対策（公募要領P.11）

- 応募年度に少なくとも 1 つの自主的対策が実施計画書に含まれている必要があります。
- 自主的対策とは、CO₂排出削減に寄与する下記施策です。
 - ①補助対象外経費で導入する設備・機器
(例：LED照明への更新、インバータ追設によるポンプモータ可变速化、等)
 - ②補助対象外経費で実施する運用改善
(例：空調温度の見直し、消耗耗品交換による機器性能回復、従業員の意識向上による節電、等)
- 自主的対策として認められない（削減目標量として評価しない）ものは以下です。
 - ・低炭素電力への契約切替
(一定要件を満足すれば、審査上考慮されます。)
 - ・Jクレジット等排出枠の購入

1. 補助事業の概要

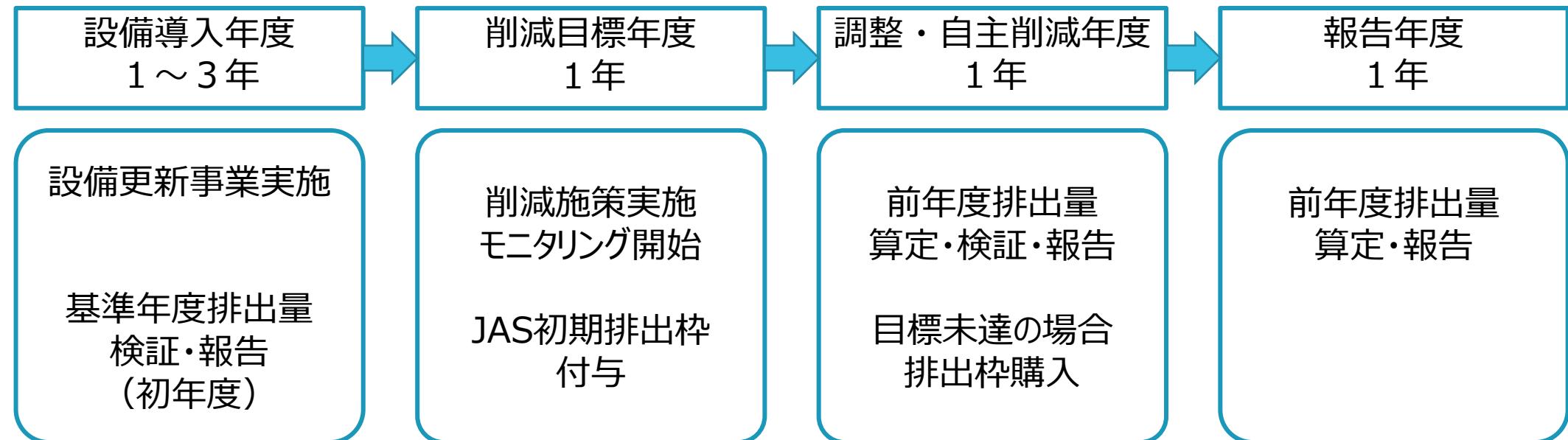
SHIFT事業におけるCO2削減の考え方 (公募要領P.12)

■ 補助対象となる設備更新事業A又はBに自主的対策を加えてCO2削減を達成いただきます。



設備更新事業の流れ（公募要領P.13）

- SHIFT事業では、設備更新事業として設備導入工事を行った後3年間は、算定、検証、報告を行うことが求められており、各年度を下図のように称します。
- 設備導入年度は、応募により1～3年間を選択することができます。
(設備導入年度を複数年度とする事業(複数年度事業と称する)には、採択件数に制約がある場合があります。)



応募者の要件

2. 応募者の要件

応募者の要件（1）(公募要領P.14)

■ 本事業の応募者は、アからケの本邦法人・団体であり、かつ①から④をすべて満たすこと

- ア 民間企業（個人、個人事業主は除く）
- イ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号) 第2条第1項に規定する独立行政法人
- ウ 地方独立行政法人通則法(平成15年法律第118号) 第21条第3号チに規定する地方独立行政法人
- エ 国立大学法人、公立大学法人、及び学校法人
- オ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人
- カ 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人
- キ 特別法の規程に基づき設立された協同組合等
- ク 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ケ その他環境大臣の承認を得て協会が定める者

(注) : 応募時に定款・許可書等を提出いただき、該当していることを確認いたします。
ケまたは該当しているかどうか不明の場合は、事前に協会にご相談ください。

応募者の要件（2）（公募要領P.14）

- ① 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎を有すること
- ② 直近2期の決算において連續の債務超過（貸借対照表の「純資産」が2期連続マイナス）がなく適切な管理体制及び経理処理能力を有すること。
- ③ 脱炭素化促進計画(実施計画書)を策定し応募時に提出すること。
(本補助事業の策定支援による実施計画書。)
策定支援事業を実施しない事業者は、自己で脱炭素化促進計画（実施計画書）を作成すること。
- ④ 公募要領別紙1に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できること。
(応募申請書を提出した事業者は、全て暴力団排除に関する誓約を行ったものとします。)

2. 応募者の要件

単独申請と共同申請（1）(公募要領P.14,15)

- 応募者は、補助事業を行う工場・事業場及び補助対象設備の所有者であることが必要
- 工場・事業場の所有者と、補助対象設備の所有者が異なる場合は、両者の共同申請

(1) 補助事業を行う工場・事業場の所有者と補助対象設備の所有者が同一の場合

単独申請で可

(2) 事業場等の所有者と補助対象設備の所有者が異なる場合

以下の役割で、共同申請が必要

①代表事業者…補助対象設備の所有者で、補助金の交付を受ける事業者

②共同事業者…補助事業を行う事業場等の所有者

(3) その他にCO₂削減を共同で行うものがいる場合

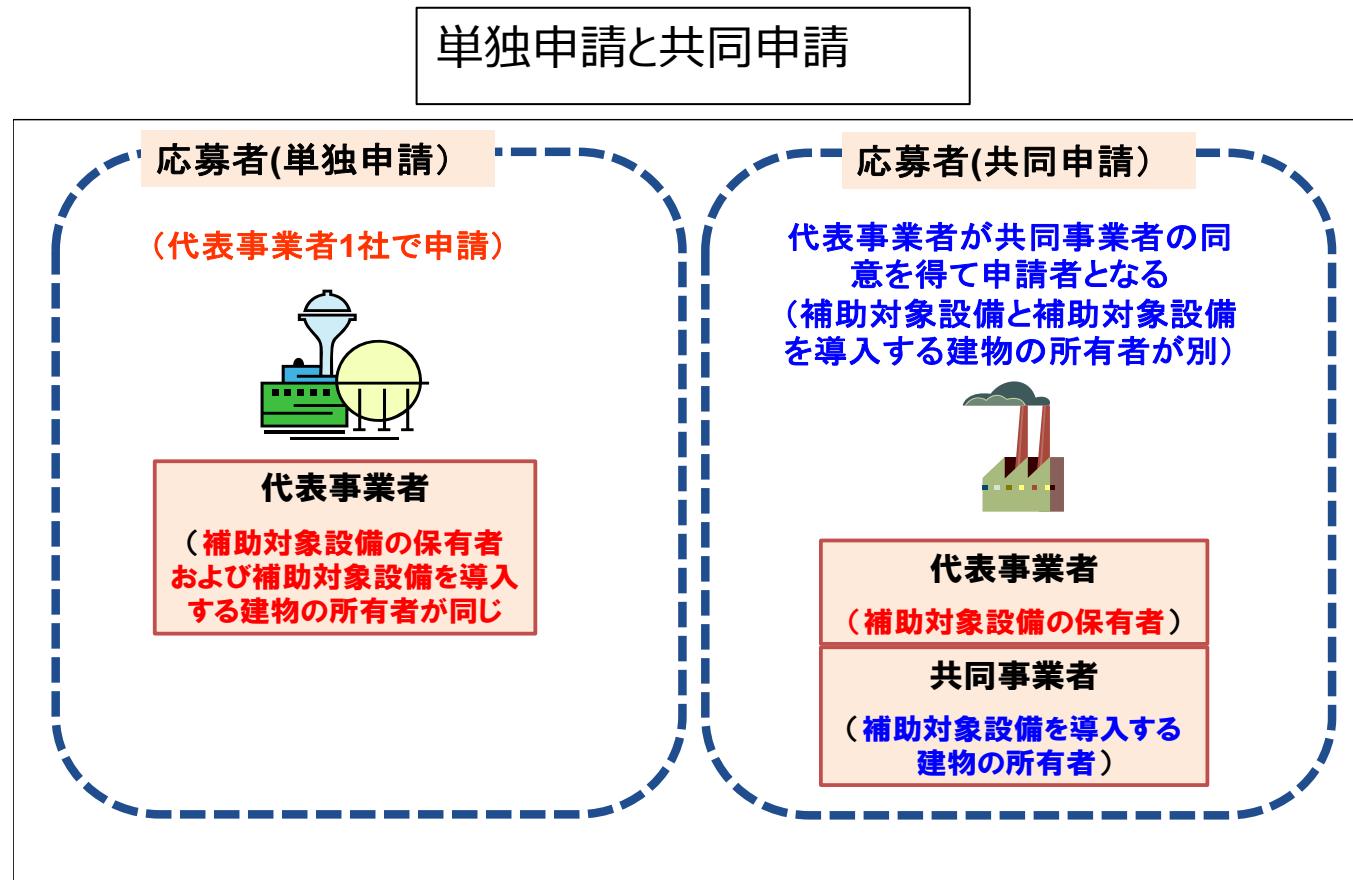
補助対象設備の使用者等を共同事業者にすることも可

●代表事業者、共同事業者は目標保有者として排出枠の償却義務を負います。

なお、代表事業者は、補助事業実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等もしくは交付規程に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとします。

●申請手続は、代表事業者からの委任を受けた第三者による代行也可

単独申請・共同申請（2）(公募要領P.15)



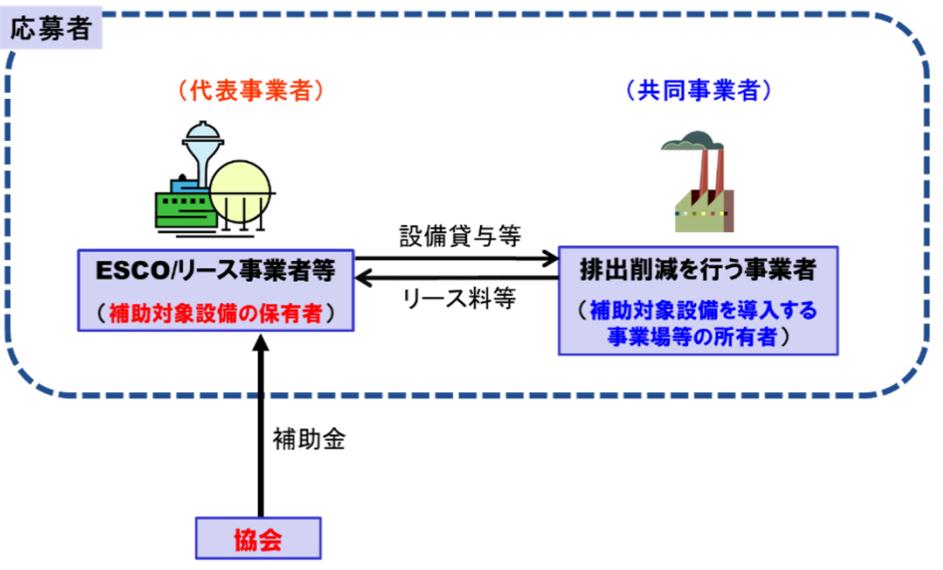
- (1) 策定支援事業を実施した工場・事業場で応募する場合は、設備更新事業の申請者に策定支援事業の申請者が含まれる必要があります。
- (2) テナントや工場内で事業を行う者（以下「テナント等」という。）が代表事業者となる場合には、当該建物や工場の所有者が共同事業者として参加する必要があります。CO2排出量の算定対象範囲はテナント等の利用範囲内ではなく、当該建物や工場の敷地境界全体になります。

2. 応募者の要件

ESCO／リース事業者との共同申請 (公募要領P.16)

- ESCO事業、リース等を活用した参加に際しても、補助対象設備の所有者が代表事業者、補助対象設備を導入する工場・事業場の所有者が共同事業者となります。

ESCO／リース事業者との共同申請のイメージ



(注) • 所有権留保付き割賦契約は補助対象外です。
• 転リースは認められません。
• ESCOがリースを活用する場合、代表事業者は設備所有者のリース会社となります

応募時には以下の書類を提出してください

- ① 設備の法定耐用年数期間、リース契約／ESCO契約が継続されていることが確認できるもの。
⇒ リースサービス契約書（案）／ESCO契約書（案）
- ② リース料／ESCOサービス料から補助金相当額が減額されていることが確認できるもの
⇒ リース料算出内訳／ESCOサービス料算出内訳

参加単位と参加形態

3. 応募者の要件

単独参加・グループ参加 (公募要領P.17)

- 参加単位は、工場・事業場です
- 工場・事業場とは、同一敷地内に存在する建物およびそれらに付属の工作物となります。
- 参加形態には、単独参加とグループ参加があります。

(1) 単独参加

一つの工場・事業場を対象に応募する形態

(2) グループ参加

同一法人の複数の工場・事業場（1グループ最大5か所）を1申請として応募する形態

注) 工場・事業場の定義及び単位の考え方

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)の取扱いに準じます。

工場 : 繙続的に一定の業務として物の製造又は加工(修理を含む)
の事業のために使用される事業所

事業場 : それ以外の事業のために使用される事業所。

単独参加・グループ参加（公募要領P.17）

■ グループ参加の注意点

- (1) 設備更新事業Aで工場・事業場単位での申請のみグループ参加が可。
- (2) 個々の工場・事業場でCO₂排出量 15%を達成する必要は無く、グループで 15%達成することで可。
- (3) 各工場・事業場で 1つ以上の補助対象設備を導入すること。
- (4) 参加する工場・事業場のエネルギー・CO₂排出量管理が同一の方法で実施されていること。
- (5) 自主的対策は、グループ申請で少なくとも一つ設定すること。

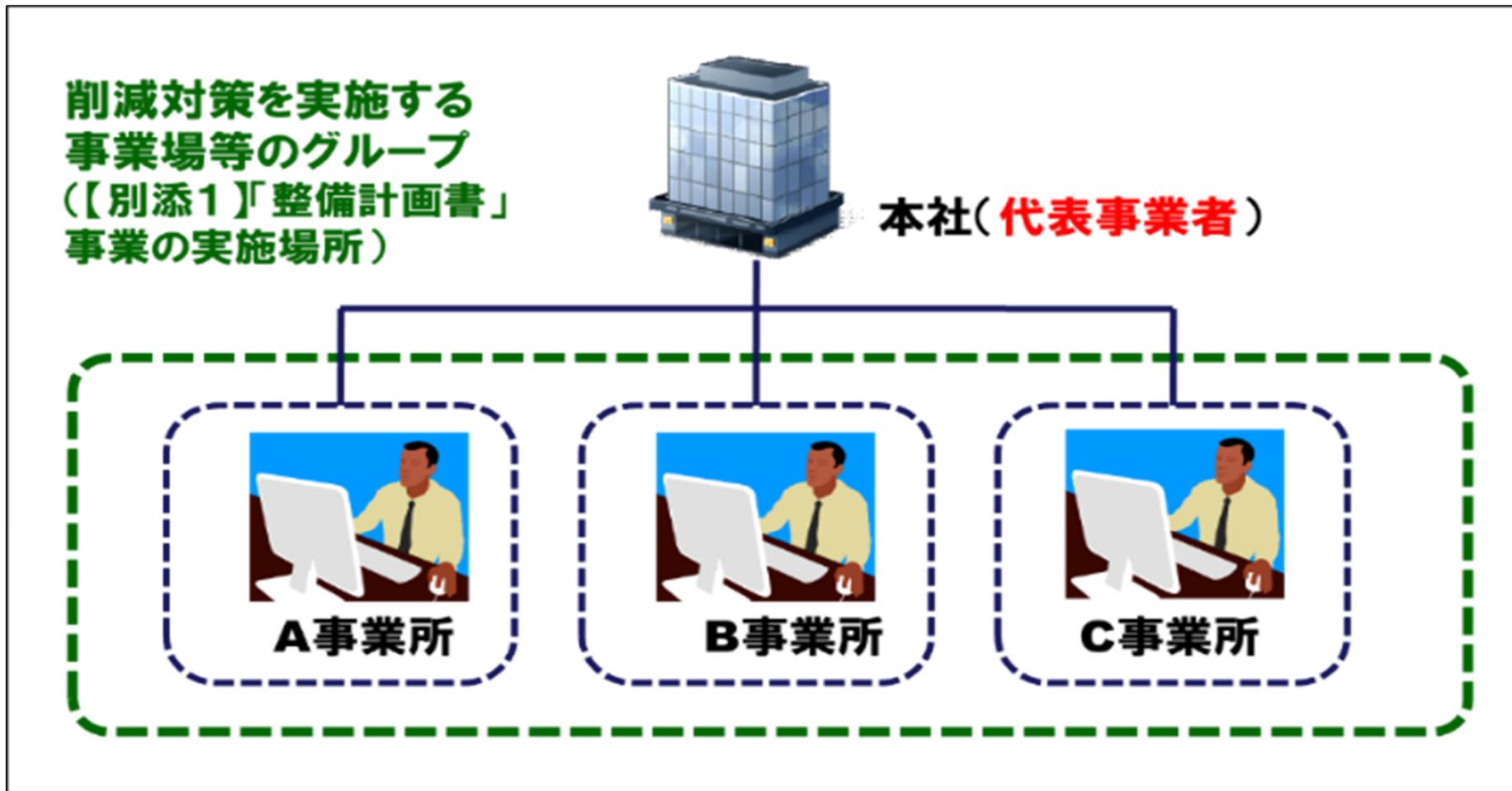
<グループ参加－フランチャイズチェーン（特定連鎖化事業者）の場合>

- 代表事業者は親会社がなり、加盟店オーナーは原則として削減協力者とします。
- 代表事業者はモニタリング手段の統一、算定報告書の作成など加盟店のエネルギー管理を行うとともに、取得財産の管理も行う必要があります。

3. 応募者の要件

グループ参加のイメージ図 (公募要領P.17)

- 本社および複数の事業場等から構成される企業が1グループとして参加

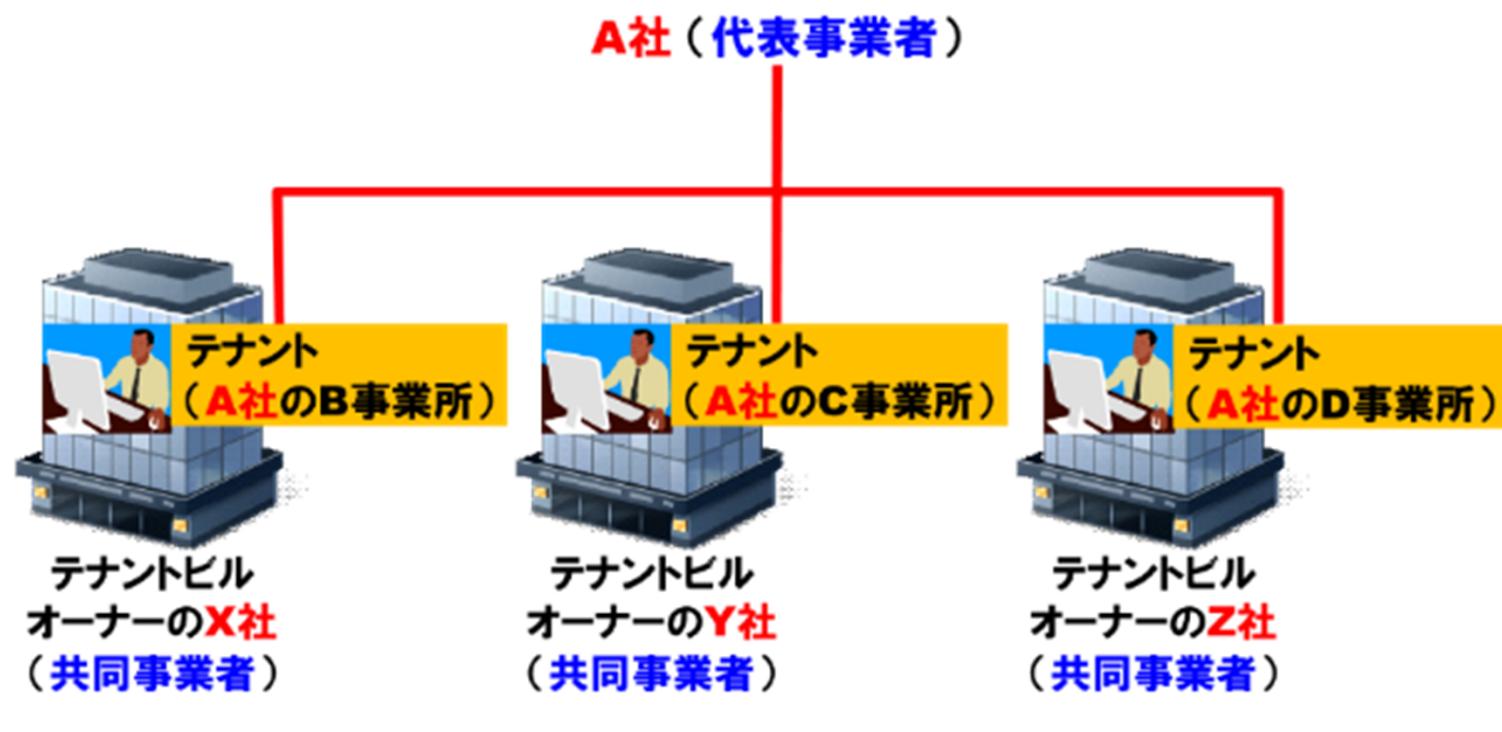


3. 応募者の要件

グループ参加（テナント）のイメージ図（公募要領P.17）

- 複数のビルでテナントとして事業場をもつ企業が1グループとして参加

テナントが同一の事業者であれば、複数のテナントビルの各オーナーを共同事業者とすることでグループ申請が可能



補助事業の要件

補助事業の要件（1）(公募要領P.18)

■ 補助事業は以下の①～⑦の要件（②と③はいずれか）をすべてを満たすこと

- ① 基準年度排出量をSHIFT事業モニタリング報告ガイドラインに定める算定方法により算定できること。
- ② **設備更新事業A** : CO₂基準年度排出量50t-CO₂以上の工場又は事業場において、
 - i) またはii) を満たす脱炭素化促進計画に基づく高効率設備導入や燃料転換を行う事業。
 - i) 工場・事業場単位で年間CO₂排出量を15%以上削減
 - ii) 主要なシステム系統で年間CO₂排出量を30%以上削減
- ③ **設備更新事業B** : 工場又は事業場において、次のi)～iii)をすべて満たす脱炭素化促進計画に基づく設備更新を行う事業（全て主要なシステム系統で満足すること）。
 - i) ガス化又は電化等の燃料転換
 - ii) CO₂排出量を4,000t-CO₂/年以上削減
 - iii) システム系統でCO₂排出量を30%削減

(注) ②に関連して、設備更新事業Aでは、工場・事業場単位での申請か、主要なシステム構成での申請か1つ以上選択してください（2つ選択することも可能です）

補助事業の要件（2）(公募要領P.18)

- ④ 自主的対策による排出削減目標量を少なくとも一つ設定し、各対策について定量的な根拠を明示すること。
- ⑤ 令和2年度にASSET事業またはCO2ポテンシャル診断推進事業により機器等を導入した工場・事業場でないこと。
- ⑥ ②または③の高効率設備導入・燃料転換によるCO2削減効果及びランニングコスト削減効果が定量的に把握可能であること。
特に、システム統合でのCO2排出量削減を要件として申請する場合、工場・事業場単位のCO2排出削減量だけでなく、システム統合にかかるCO2排出量を算定するためのシステム統合のエネルギー消費量の計測手段が確保できること。
- ⑦ 補助事業の投資回収年数が3年以上であること。

投資回収年数の計算式:

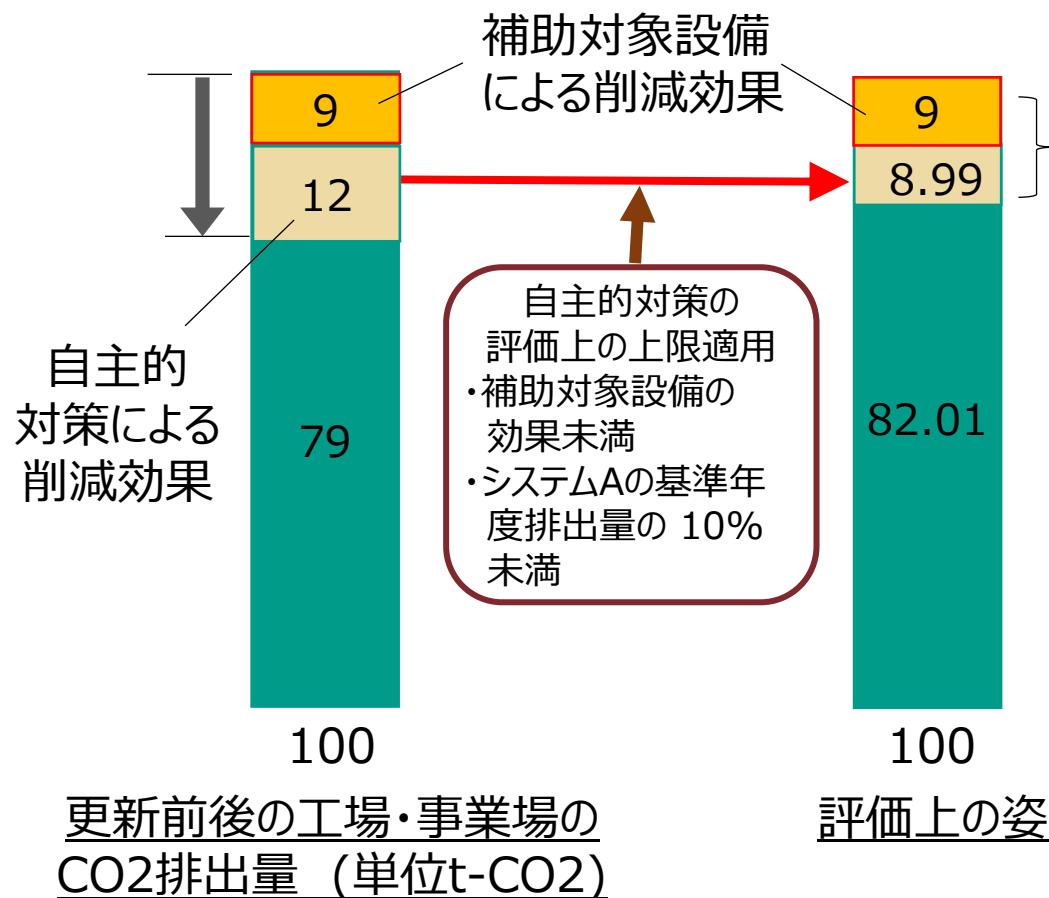
$$(投資回収年数) = (\text{総事業費}) / (\text{年間のランニングコスト削減額})$$

※投資回収年数は設備ごとではなく、事業全体で評価

設備更新事業A（工場・事業場単位での応募）（公募要領P.19）

■ 設備更新事業A（工場・事業場単位での応募）

工場・事業場において、年間CO₂排出量を15%以上削減



工場・事業場の削減目標量 = 9 + 12 = 21t

工場・事業場の評価上の値

・削減量 = 9 + 8.99 = 17.99t

・削減率 = 17.99 / 100 = 18.0% ≥ 15%
【要件】

※自主的対策は少なくとも1つ必要です。

※自主的対策の削減量は、削減目標量としては全量考慮されますが、審査(含む要件審査)においては、下記を上限値として評価します。

- 補助対象設備による削減量未満
- 基準年度排出量の10%未満

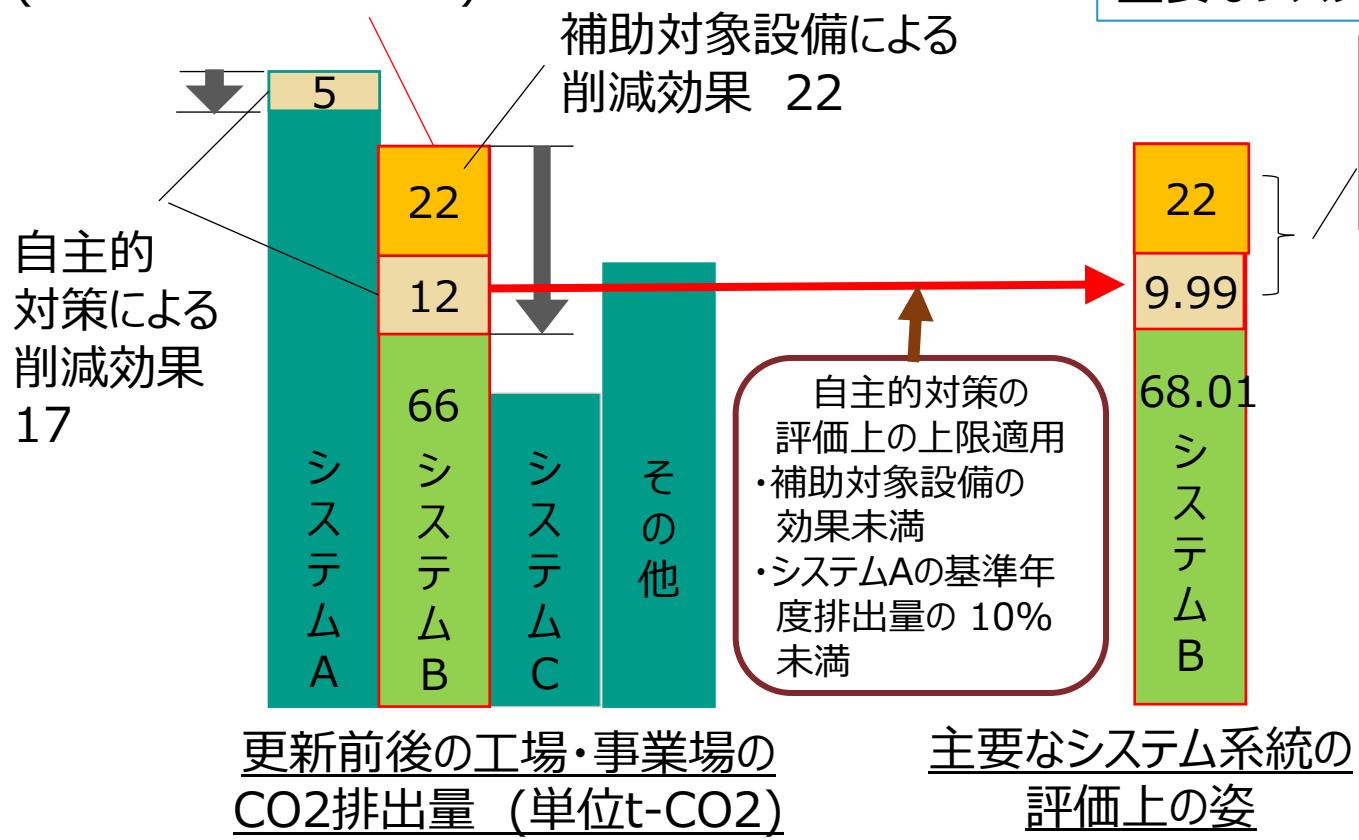
※工場・事業場の評価上の削減率が30%以上である場合は、工場・事業場全体を主要なシステム系統と定義することで、主要なシステム単位での応募も可能となります。

設備更新事業A（主要なシステム系統単位での応募）（公募要領P.19）

■ 設備更新A （主要なシステム系統単位での応募）

主要なシステム系統で年間CO₂排出量を30%以上削減する脱炭素化促進計画に基づく高効率設備導入や燃料転換を行う事業

主要なシステム系統としてBを定義
(基準年度排出量100)



工場・事業場の削減目標量 = 22 + 17 = 39 t
主要なシステム系統の削減目標量 = 22 + 12 = 34 t

主要なシステム系統の審査上の評価値

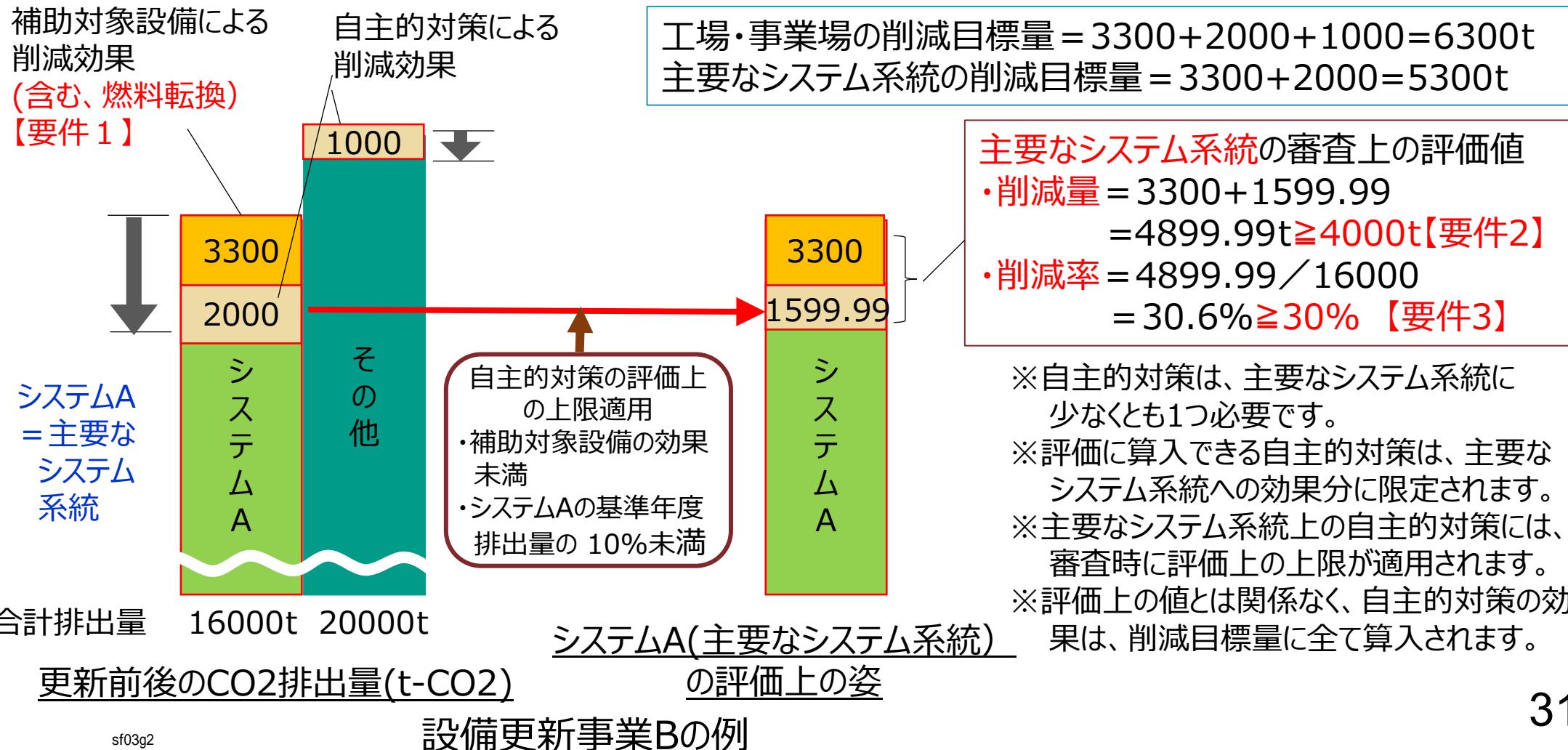
- 削減量 = 22 + 9.99 = 31.99 t
- 削減率 = 31.99% ≥ 30% 【要件】

- ※自主的対策は、主要なシステム系統に少なくとも1つ必要です。
- ※要件30%に算入できる自主的対策は、主要なシステム系統への効果分に限定されます。
- ※主要なシステム系統上の自主的対策には、審査時に評価上の上限が適用されます。
- ※評価上の値とは関係なく、自主的対策の効果は、削減目標量には全て算入されます。
- ※前頁に従って求めた工場・事業場単位の評価上の削減率が15%以上である場合は、工場・事業場単位での応募も可能となります。

設備更新事業B (公募要領P.19)

- 下記1)~3)を全て満足する設備更新 (全て主要なシステム系統にて満足すること)

- 1) ガス化又は電化等の燃料転換
- 2) CO2排出量を4,000t-CO2／年以上削減
- 3) システム系統でCO2排出量を30%削減



投資回収年数 (公募要領P.18)

- 投資回収年数は3年以上であること

$$\text{投資回収年数} = \frac{\text{総事業費}}{\text{年間のランニングコスト削減額}}$$

- 投資回収年数は設備ごとではなく、事業全体で評価されます。
- 年間のランニングコスト削減額は、総事業費に費用計上のある全ての対策を対象とします。すなわち、下記の2項目が該当します。
 - ①補助対象の対策
 - ②総事業費に含まれる自主的対策

補助対象経費 (公募要領P.21)

- 補助対象経費とは、高効率機器や燃料転換を実施してCO₂排出量を削減する事業に要する以下の経費です。
 - ・補助事業の実施期間中に行われ、補助事業に使用されたことが証明できるもの
 - ・補助事業実施期間中に支払いが完了するもの
(支払いのみ未了の場合は、請求書が発行されている場合でも可)

- 補助対象経費の詳細は、公募要領別表第1を参照のこと
- 算定報告書の第三者検証費用は自己負担
- 設備更新後のCO₂排出量算定のため導入する計測器は補助対象

補助対象外経費（1）(公募要領P.21,22)

■ 以下の費用は補助対象外です

- 本補助事業に使用されない機器・設備等
- 交付の決定日前に発生した経費
- 事業実施に直接関連のない経費
- 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
- 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- CO₂排出削減に寄与しない機器・設備や、周辺機器
(見える化機器、フェンス・保安用品、法定必需品など)
- 既存設備の更新により機能を新設時の状態に戻すような「単なる機能回復」に係る費用
- 少量排出源になるような機器（非常用発電機等）
- 照明（LED等）

補助対象外経費（2）(公募要領P.21,22)

- 既存設備の撤去・移設・廃棄費（当該撤去・移設・廃棄に係る諸経費も含む）
- 数年で定期的に更新する消耗品
- 産業・業務用以外の低炭素機器
- 予備品、予備機
- 官公庁等への申請、届出等に係る費用
- 本補助金への応募・申請手続に係る経費
- 振込手数料
- 非常用設備：常時使用されないあるいは使用頻度の少ない設備
- 建物：特定の機器を保護するための小屋程度は補助対象可
- 家庭用電気品（空調含む）
- 車両
- 既存設備の更新あるいはシステム更新に該当しない新規設備
- 導入後のシステムの容量、能力が更新の範囲を著しく逸脱する増設設備

利益排除・他の補助金 (P-22)

■ 自社調達を行う場合の利益排除

補助対象経費の中に補助事業者の自社製品等を調達する場合、原価(当該調達品の製造原価(※))をもって補助対象経費に計上のこと

■ ESCO事業者の利益排除

補助対象経費の中にESCO事業者の自社製品等を調達する場合、上記と同様の対応を行うこと。

■ 他補助金、減税制度の併用

国からの他の補助金等の対象経費は含めることは不可。

本補助事業に申請した事業が固定価格買取制度の設備認定を受けていないこと、また、財産処分制限期間中は固定価格買取制度の設備認定を受けないことが必要。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、

他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

根拠となる資料を提出してください。

補助金の交付額 (公募要領P.23)

■ 補助金の上限額

更新事業A：1億円 (複数年度：複数年度の合計で上限1億円)

更新事業B：5億円 (複数年度：複数年度の合計で上限5億円)

■ 適用される補助率：3分の1以内

■ 1実施事業者当たりの上限

1億円 (更新事業Aにおける上限)、または5億円 (更新事業Bにおける上限)

例：1実施事業者が複数事業を実施した場合

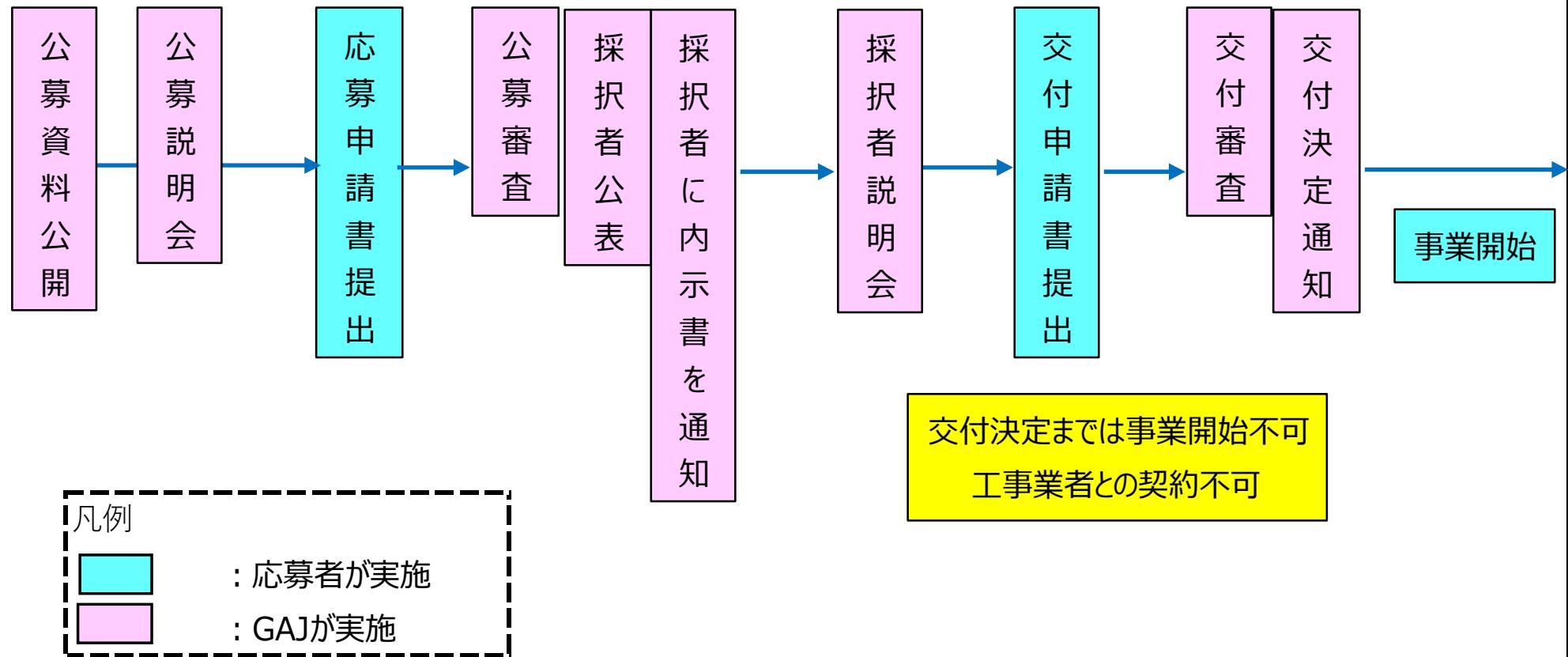
	組合せ		補助金総額	説明	備考
ケース1	更新事業A 補助金：0.5億	更新事業A 補助金：0.8億	1億	合計すると1.3億となるが、 上限の1億が補助金の額となる	総合評価の低い事業から、 補助金0.3億を減額
ケース2	更新事業B 補助金：3億	更新事業B 補助金：4億	5億	合計すると7億となるが、 上限の5億が補助金の額となる	総合評価の低い事業から、 補助金2億を減額
ケース3	更新事業A 補助金：0.8億	更新事業B 補助金：4.5億	5億	合計すると5.3億となるが、 上限の5億が補助金の額となる	更新事業Aから、補助金 0.3億を減額

(注) 実施事業者とは、導入設備・機器等を実際に使用して主体的にCO2削減に取り組む者

補助事業の選定

応募から交付決定までの流れ (公募要領P.24)

応募から交付決定までの主な流れ



選定の手順（公募要領P.24）

■ 以下の手順にて審査をし、採択結果を公表します。

- (1) 応募者の要件、補助事業の要件をチェックし、要件を満たさない申請を除外します
 - (2) 審査項目に基づき採点し、総合評価を行います
 - (3) 設備更新補助事業A/Bについて、脱炭素化促進計画策定事業を受けた事業者のみを対象に、総合評価の上位から環境省指示の下で協会があらかじめ定める件数優先採択します。（一次公募では優先選択は実施されず、二次公募以降で行います。）
 - (4) 設備更新補助事業Bを総合評価順に予算枠上限まで採択します。
(予算枠上限は環境省の指示の下で協会が予め設定します)
 - (5) 設備更新補助事業Aを総合評価順に採択します。
 - (6) 複数年度事業の採択件数は環境省との相談の上、設備更新補助事業A、設備更新補助事業B、優先採択も含めて件数に制限を設けることがあります。
- 費用対効果について環境省と相談の上、ボーダーラインを設けることがあります。
- 脱炭素化取組の先導的な事例を創出し、広く横展開を図るという事業目的を踏まえ、業種・機器の偏りを考慮した採択をすることがあります。

採択結果に対するご意見・お問い合わせには対応いたしかねます

5. 補助事業の選定

審査項目（1）(公募要領P.25)

■ 想定される審査項目を示します

基礎的な審査項目	申請する補助対象事業のCO2排出削減量が大きいこと
	申請する補助対象事業のCO2排出削減率が高いこと
	申請する補助対象事業の費用対効果が高いこと
	申請する補助対象事業によってエネルギー使用量に対するCO2排出量が小さくなること
その他の審査項目	申請者(実施事業者)が環境指標に批准していること（※1）
	申請者(実施事業者)が電力低炭素化取組の実績を有すること（※2）
	申請者(代表事業者または共同事業者)が脱炭素化促進計画等の低炭素化計画の策定にあたり第三者機関の支援を受けた実績があること
	中小企業等であること（※3）

- ①工場・事業場単位での申請は、工場・事業場でのCO2排出量に対するCO2排出削減量を評価します。
- ②システム単位での申請は、更新前のシステム単位でのCO2排出量に対するCO2排出削減量を評価します。
- ③設備更新事業Aでは、工場・事業場単位での申請か、主要なシステム構成での申請か選択できますが、2つ選択した場合は、上記の①及び②をそれぞれ評価します。
- ④工場・事業場単位での申請も、システム単位での申請も、工場・事業場単位での排出量の算定が必要です。
採択後は第三者検証の受検が必要です。

審査項目（2）(公募要領P.25)

- ※1 代表事業者または共同事業者が、SBT、TCFD、RE100, Reaction、エコアクション21、ISO14001を宣言・獲得しているか（中小企業は中小企業向けのSBT、RE100）確認します。
- 獲得している場合は、確認できる書類を提出してください。

■ SBT(Science Based Targets)

パリ協定が求める水準と整合した、5年～15年先を目標年として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標

■ TCFD(Task Force on Climate-related Financial Disclosures)

G20の要請を受け、気候関連の情報開示及び金融機関の対応をどのように行うかを検討するため設立された「気候関連財務情報開示タスクフォース」

■ RE100

企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブ

■ RE Action

企業、自治体、教育機関、医療機関等の団体が使用電力を100%再々可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、再エネ100%利用を促進する新たな枠組み

■ エコアクション21

環境省が定めた環境経営システムに関する第三者認証・登録制度

審査項目（3）（公募要領P.25）

- ※ 2 電力低炭素化取組実績は以下のいずれかがあれば該当します。
 - (1) 自家消費の再エネ設備を、工場・事業場全体の電力の 10 %以上導入済
 - (2) 調整後排出係数が $0.37\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$ 未満の電力を、直近3年間(2018～2020年)連続して導入していること。実績が3年間に満たない場合、低炭素電力契約を補助事業申請時から5年間継続する申告を行うこと。
 - (3) 補助事業申請に伴い低炭素電力の切り替える場合、以下全てを満たすこと
 - ・契約更新前より調整後排出係数が小さいこと
 - ・調整後排出係数が $0.37\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$ 未満であること
 - ・5年間以上導入すること

- (1) については確認できる書類を提出してください。
- (2) については、応募申請時に契約書等を提出してください。
3年に満たない場合の申告書については、(3)の場合と同様のものを提出してください。
- (3) については、応募申請時に低炭素電力契約に切り替える旨の申告書を提出ください。
(調整後排出係数、単価、購入量、等具体的な条件を具体的に記載したもの。
契約書案でも可。書式任意)
契約書は交付決定までに締結してください。契約が成立しない場合、交付決定しません。

審査項目（4）(公募要領P.25)

■ ※ 3 中小企業等は以下のいずれかであれば該当します。

- ア 中小企業基本法第2条に定義される中小企業
- イ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号) 第2条第1項に規定する独立行政法人
- ウ 地方独立行政法人通則法(平成15年法律第118号) 第21条第3号チに規定する地方独立行政法人
- エ 国立大学法人、公立大学法人、及び学校法人
- オ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人
- カ 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人
- キ 特別法の規程に基づき設立された協同組合等
- ク 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

(注) 個人・個人事業主は除きます。

応募時に定款・許可書等確認できる図書を提出してください。

交付決定（公募要領P.26）

- 選定された事業者は、指定日までに補助金の交付申請書を提出してください。
申請に先立ち採択者説明会（オンライン説明会の可能性があります）を実施します。
- 協会は交付申請書を審査し、補助金の交付が適当と認められたものについて、交付決定し、
交付決定通知書を発行します。
(見積書の内容、根拠について査定することがあります)
- 補助事業者は、協会からの交付決定を受けた後に事業開始することができます。
工事請負業者との契約・発注日は、交付決定日以降でなければいけません。
(交付決定前の支出は補助対象外です)

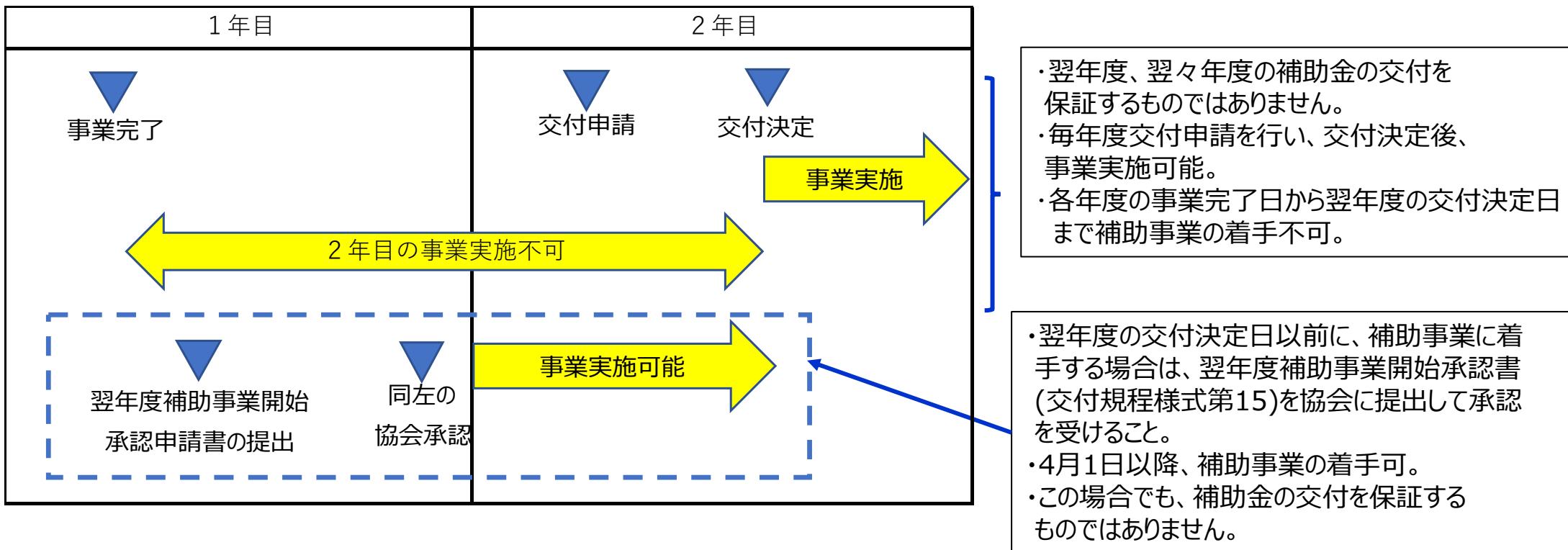
今年度に辞退した実施事業者については、補助事業を円滑に進める観点から、翌年度に実施される本補助事業に採択されないことがあります。

ただし、辞退理由が他の補助金採択による場合、若しくは天災による場合はこの限りではありません。

5. 補助事業の選定

複数年度事業（1）(公募要領P.26,27)

- 事業規模が大きく、単年度での実施が困難な事業で、年度ごとに事業内容と発生経費が明確に区分できる場合は、複数年度事業として応募することが可能
- 設備更新事業A、B共に適用
- 最大3か年



事業計画表において、複数年度にわたる継続工事・類似工事がある場合、各年度の実施内容の差異を明確にすること。

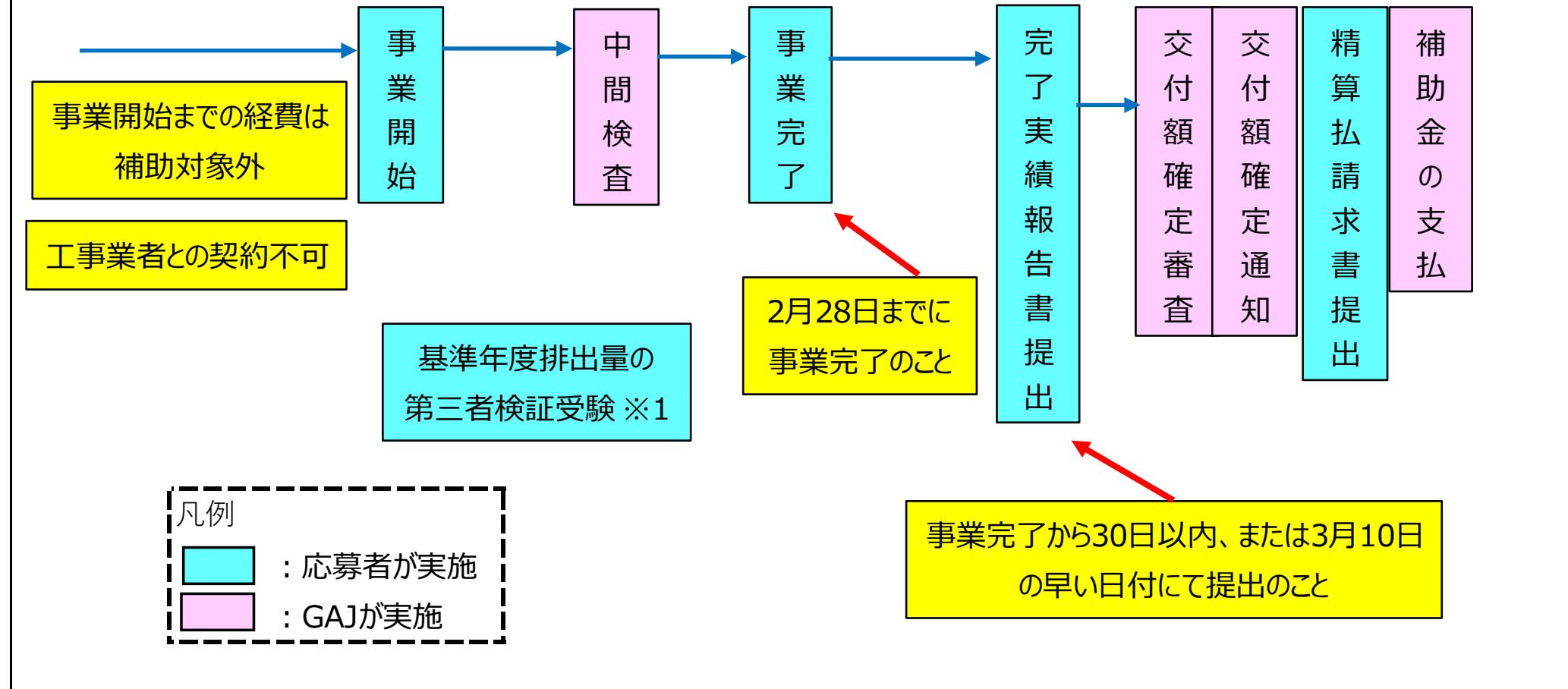
複数年度事業（2）(公募要領P.26,27)

- 各年度の事業完了日限は原則2月末日です。各年度の事業は発注から支払まで完結するものとし、各年度の事業完了時に設計、製造、据付工事、調整等の項目ごとにその金額相当の成果品（設計図書、設備機器購入、工事実績等）があること。
- 各年度の支出計画のうち0円の年度がある場合、申請不可。各年度に必ず支出があること。
- 各年度の補助金の額については、応募申請時の経費内訳に記載された金額を超えることはできません。事業採択初年度の要件にかかわらず、補助金限度額等の要件は補助金申請を行う年度ごとの要件によるものとし、**初年度に申請していた補助金額より交付決定額が減額される（状況によっては交付決定されない）**場合があります。
その場合でも、原則、最終年度まで事業を継続していただきます。2年度目以降に事業を取りやめた場合（事業廃止）は、既に交付した補助金の返還が必要となることがあります。

補助事業のスケジュール

事業開始から補助金支払いまでの流れ (公募要領P.27,28)

事業開始から補助金支払までの主な流れ



※1 第三者認証機関は12月中に検証済基準年度算定報告書を環境省に提出する必要があるため、事業者は交付決定後速やかに第三者認証機関にコンタクトし、受験日時を設定してください。

事業開始後の主な手続き（1）(公募要領P.29)

■ SHIFTシステム登録（登録時期も含め詳細は採択者説明会で説明します）

以下を行う際に利用するSHIFTシステムに登録します

- (1) 基準年度排出量やCO2削減効果の第三者検証機関の受験済の算定報告書の提出
- (2) 排出枠(JAS)の交付を受け、排出枠の取引等

$$\text{JAS交付排出枠(t-CO2)} = \text{環境省承認により確定した基準年度排出量(t-CO2)} - \\ \text{削減目標年度のCO2排出削減目標量} \quad (\text{t-CO2})$$

(注1) 工場・事業場単位での申請により発行される排出枠(JAS-E)と
システム系統で発行された排出枠 (JAS-S) とは異なります。
更新事業BはJAS-Sの排出枠が交付されます。

(注2) 工場・事業場単位の申請の場合、JAS-Eを用いて償却する必要があります。
一方、システム系統の申請の場合、JAS-Sを用いて償却する必要があります。
国内認証排出削減量等に基づいて発行されるjVERは両参加形態で利用可能です。
詳細は、別途ご説明します。

JAS : Japan Allowance for Shift
JAS-E: Japan Allowance for Shift-Entity
JAS-S: Japan Allowance for Shift-System

事業開始後の主な手続き（2）(公募要領P.29)

■ 工事工程表と月次報告書

交付決定通知より1週間以内に工事工程表を提出していただきます。

毎月5日までに月次報告書を提出いただきます。

■ 中間検査

補助事業の工事状況確認を主な目的として、協会の審査員が事業実施場所を訪問し検査します。

■ 基準年度排出量の第三者検証受験

基準年度のCO₂排出量を評価するため、第三者機関の検証を受験します。第三者検証機関の選定、発注は事業者が行います。（費用は事業者負担）

第三者検証機関は、検証済基準年度算定報告書を環境省に提出します。

尚、基準年度排出量は、平成29年度、平成30年度、令和元年度の排出量の平均とします。

第三者検証機関は、SHIFTウェブサイトに掲載された機関より選定してください

事業開始後の主な手続き（3）（公募要領P.30）

■ 補助事業完了

工事が完了し、支払いが完了した日を事業完了日とします。

支払いのみが未了であれば、請求書の発行日で事業完了日とする也可。
(原則令和4年2月28日までに補助事業完了とする必要があります)

■ 完了実績報告書の提出

補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日、または令和4年3月10日の
いずれか早い日までに、協会に完了実績報告書を提出すること。

■ 交付額確定通知書

協会は完了実績報告書を審査し、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、
交付額決定通知書を発行します。

■ 精算払い請求書の提出

交付額決定通知書を受けた後、速やかに精算払い請求書を協会に提出すること。
協会から補助金を交付します。

全体のスケジュール（単年度事業）（公募要領P.31）

令和3(2021) 年度 令和4(2022) 年度 令和5(2023) 年度 令和6(2024) 年度

● 設備導入年度 ● 削減目標年度 ● 調整・自主削減年度 ● 報告年度

【8月中旬】

- ・採択者発表
- 採択結果の公表
- 【8月下旬】**
- ・採択者説明会
- 【交付決定後】**
- ・事業開始

【交付決定後～12月】

- ・基準年度排出量
の第三者検証受検

【12月末日まで】

- ・検証済基準年度
算定報告書提出

2月28日までに事業完了

【4月～】

- ・削減対策実施
- ・排出量のモニタリング開始
- ・排出枠の初期割当の交付
- ・排出枠の取引開始

【4月】

- ・令和4年度の算定報告書の作成

【5月～6月末】

- ・第三者検証機関による
令和4年度算定報告書検証
- ・**令和4年度の検証済算定報告書提出。SHIFT事業対象製品導入効果提出。**

【11月30日まで】

- ・令和4年度排出量に対する排出量の償却完了

【6月30日まで】

- ・令和5年度の算定報告書の提出
(第三者検証は不要)

(注) 環境省の求めに応じて以下を提出

- ・令和6年度の算定報告書
- ・事業の効果等（エネルギー使用量の増減、導入設備ランニングコストの増減、投資回収見込み等）

6. 補助事業のスケジュール

全体のスケジュール（複数年度事業）（公募要領P.32）

2年間の事業の例

令和3(2021)年度 令和4(2022)年度 令和5(2023)年度 令和6(2024)年度 令和7(2025)年度

● 設備導入年1年目

● 設備導入年2年目

● 削減目標年度

● 調整・自主削減年度

● 報告年度

【8月中旬】

- ・採択者発表
- 採択結果の公表

【8月下旬】

- ・採択者説明会
- 【交付決定後】
- ・事業開始

【4月～】

- ・交付申請
- ・交付決定
- 交付決定後事業開始

【6月30日まで】

- ・令和3年度の算定報告書の提出
(第三者検証は不要)

【4月～】

- ・削減対策実施
- ・排出量のモニタリング開始

【6月30日まで】

- ・令和4年度の算定報告書の提出
(第三者検証は不要)

・排出枠の取引開始

【4月】

- ・令和4年度の算定報告書の作成

【5月～6月末】

- ・第三者検証機関による
令和5年度算定報告書検証
- ・**令和5年度の検証済算定報告書提出。**
- SHIFT事業対象製品導入効果提出。**

【11月30日まで】

- ・令和5年度排出量に対する排出量の償却完了

【6月30日まで】

- ・令和6年度の算定報告書の提出
(第三者検証は不要)

【交付決定後～12月】

- ・基準年度排出量の第三者検証受検

【12月末日まで】

- ・検証済基準年度算定報告書提出

2月28日までに事業完了

2月28日までに事業完了

(注) 環境省の求めに応じて以下を提出

- ・令和6年度の算定報告書
- ・事業の効果等（エネルギー使用量の増減、導入設備ランニングコストの増減、投資回収見込み等）

応募方法

7. 応募方法

応募に必要な書類 (公募要領P.34,35)

- 締切：**令和3年6月29日（火）12時必着**
- 提出方法：簡易書留等の配達記録の残る方法 **（持込不可）**
- 封書宛名面：**指定の宛先シートを貼付**
- 同封するもの：提出書類及びCD/DVD1枚 **（封書1通で応募1件、複数案件同封は不可）**

申請書

様式1
応募申請書
(エクセル)

別紙1
固定価格買取制度に
関する誓約書

別紙2
消費税免税事業者に
関する確認書

別添

別添1
整備計画書
(エクセル)

別添2

別添3

別添3添付資料
「脱炭素化促進計画
策定支援事業」実施
計画書

別添4
算定報告書

その他添付資料

自主的対策の根拠資料
(低炭素電力契約書等)

導入する設備・技術に關す
る説明資料

建築基準法届、消防法届
出、工場立地法届出等、及
び不動産登記事項証明書

事業計画表

その他 エビデンス

対象設備に關するリース契
約書等（案）、リース料計
算書（任意様式）
(リース参加のみ)

法人資料

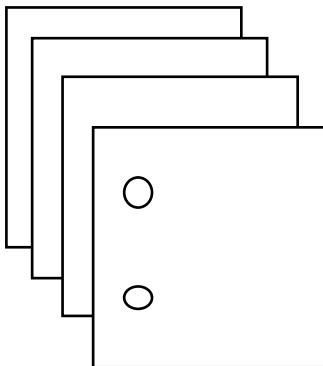
業務概要がわかる
説明資料及び定
款又は寄付行為

直近2期分の財務
諸表

7. 応募方法

提出形態と提出部数 (公募要領P.35,36)

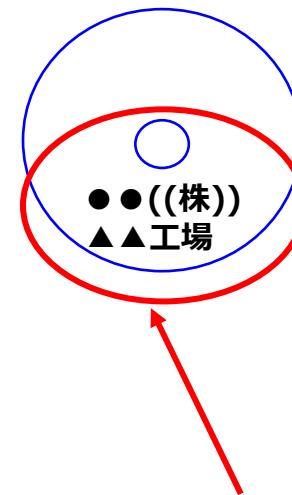
①書類



②CD-RまたはDVD

提出方法：2つ穴、紐綴じ

正本 1部	<u>様式1（原紙）</u> 、 <u>提出書類全て</u>
副本 1部	<u>様式1（コピー）</u> 、 <u>別添1～別添4のみ</u>



格納するファイル

全ての書類・資料
様式1、別紙1,2、別添1
～4、：エクセルファイル、
その他 添付資料：PDFファイル

CD/DVDの表書き

代表者名 + 実施場所を記入の事

- (注) ①電子データはCD-RまたはDVDとしていますが、オンラインストレージサービスやメールによる提出も可。
USB及びSDカードは不可。
メールでの提出先は、shift@gaj.or.jp です。
- ②提出された書類、電子媒体は返却いたしません。
- ③提出締切日時は、正本の到着日時です。電子データの到着日時ではありません。

応募書類の注意事項（公募要領P.35）

- 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）
2会計年度を経過していない場合は、直近1決算期の財務諸表を提出
- 別添3添付補足資料（実施計画書）、別添4（算定報告書）
策定支援事業を実施した場合は、成果物の実施計画書・算定報告書を提出。
未実施のものは、自分で作成し提出。
- 導入する設備・技術に関する説明資料
導入する設備の仕様書・カタログを提出
- 敷地境界が確認できる公的な資料
 - ・工場：工場立地法届出または消防法届出の写し等
 - ・事業場：建築基準法届出または消防法届出の写し等

出典の判る届出表紙等を含め、敷地境界の判る図面が入った届出書類一式で提出
(図面のみではNG)
- 敷地境界内の建物等の現在の所有者が確認できる資料
不動産登記事項証明書（6ヶ月以内に発行されたもの）の写し等。
(注) 土地の所有者ではなく、建物の所有者が確認できるもの
- その他エビデンス
審査の「その他審査項目」が確認できるエビデンス
(様式1別添1 整備計画書P-2で✓をつけたもの)

留意事項

8. 留意事項

留意事項（1）（公募要領P.39）

取得財産の管理

- 補助事業の実施により取得した財産については**取得財産等管理台帳**を整備してください。
取得した財産には、環境省補助事業で取得したことを明示する財産シールを貼付いただきます。
- 原則は法定耐用年数期間内はご使用していただくことになります。
- 補助事業の実施により取得した**財産を処分**しようとする場合は、**あらかじめ協会の承認が必要です。**
- 法定耐用年数期間内に協会の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊し（廃棄を含む）を行ってはなりません。
場合によっては、補助金の返還が必要になります

圧縮記帳

- 当該補助金のうち固定資産の取得または改良に充てるために交付された部分は、国庫補助金等で取得した**固定資産等の圧縮額の損金算入**の規定の適用を受けることができます。
ただし、交付規程 別表第2の「区分」欄における事務費については、上記規定は適用されません。
- 手続きに関して不明な点は、所轄の税務署等にご相談ください

8. 留意事項

留意事項（2）（公募要領P.39）

書類の5年間保存

補助事業の実施に関する書類、帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、検収書、請求書、領収書等支払を証する書類等、経費に係る書類）について

- 他の経理と明確に区分して管理し、常にその書類を明らかにしておく必要があります。
- 補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。
- 事務代行者を利用している場合でも、書類を備えるのは補助事業者自身です

会計検査院による実地検査

- 補助事業終了の翌年度から、会計検査院による実地検査が行われる場合があります。
- 補助対象経費の根拠資料、補助手手続きに係る申請資料等を整備・保管の上、検査に対応してください

留意事項（3）（公募要領P.40）

申請書に記載されている情報

- 応募申請書に記載された情報は、環境省、協会及び環境省が指定する団体限りの取扱いといたします。
- 採択された法人名、工場・事業場名及び工場・事業場所在地は公表いたします。
- 脱炭素化促進計画の一部は、原則として環境省が公表する予定です

高効率機器導入によるCO2削減効果

- 高効率機器導入によるCO2削減効果については、環境省において効果的なCO2削減対策の取りまとめ、CO2削減対策としての高効率機器導入の把握・普及広報活動を行っています。
- 設備更新事業に採択された法人については、個別事例紹介のお願いをする場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ方法

●ご質問がある場合は、所定の質問票に記入し、協会に送付して下さい。

詳しくは、以下URLを参照ください。

URL : <https://www.gaj.or.jp/eie/shift/contact.html>

提出先

- 交付申請書、完了報告書、精算払請求書の提出先は、いずれも申請窓口です。

申請窓口

〒101-0051 東京都千代田区神保町3-29-1
住友不動産ツツ橋ビル7階

一般社団法人 温室効果ガス審査協会（GAJ）
事業運営センター

shift@gaj.or.jp



